

初年度保守サービス/ポストワランティサービス (Fixed体系) お取引条件

第1条 サービスの提供及び内容

1. 日本ヒューレット・パカード (以下「当社」という) は、お客様が初年度保守サービス/ポストワランティサービス(Fixed体系) (以下「本サービス」という) の対価を支払い、本サービスお取引条件 (以下「本契約」という) に同意した上で別途お客様にご案内する本サービスの仕様書 (以下「本書」という) の指示に従いお客様登録を行うことを条件として、対象製品 (以下「本製品」という) について本サービスを、本契約及び本書に定める諸条件に基づきお客様に提供します。なお、本契約において、当社は、個人番号をその内容に含む電子データは取り扱いません。個人番号を含む外部記憶媒体を故障修理で交換する場合、当該外部記憶媒体は当社が引き取るのではなく、お客様にお買い取りいただくこととなります。
2. 本契約に基づき購入される本サービスの価格は、別途お客様に提示されます。別段の定めがない限り、税、関税及び手数料 (設置、発送を含む) は価格に含まれません。本契約に基づき購入される本サービスに対して適用される法令により課税される消費税等その他取引に関わる税金を支払うことにお客様は同意します。法令により源泉税の徴収が義務付けられている場合は、両者は適切な手順を協議します。
3. 本契約に定める事項の他、サービス仕様及び本書に記載の諸条件は本契約の一部となります。

第2条 期間

1. 本契約は、本書に記載される期間有効です。
2. お客様は、本契約に同意しない場合、本サービス購入日から8日以内にお客様が支払った対価と購入日を証明できる書類に本書を添えて本サービスを販売した販売店に返品することにより、お客様が支払った対価の返金を受けることができます。この場合、お客様による本サービスの購入及び返金の要請にかかる諸費用等 (通信代及び送料等) はお客様の負担とします。本サービスの購入日から8日経過時点でお客様より返金の要請がない場合又は本書の指示に従いお客様登録が行われた場合、お客様は本契約に同意したものとみなされます。
3. 前項の規定に拘らず、お客様は、本書の指示に従いお客様登録を行った後においても、30日前までに当社に対して書面にて通知することにより、本契約を解約できます。この場合、当社はお客様が支払った対価を返金する義務を負いません。

第3条 サポート条件

1. すべての本製品並びにこれらに付随するハードウェア及びソフトウェアは、当社が特定する最新の機器構成、リビジョン及びバージョンに保たれ、正常な動作状態にあることを本サービス提供の前提とします。
2. 当社は、本製品の操作性、保守性、若しくは信頼性を改善する目的又は本製品を法定規格に適合させる等の目的で、本製品を無償で改良でき、改良済みの本製品については引き続き本サービスの対象となります。
3. お客様が、本製品を移動する場合は、お客様の責任で実施します。但し、料金及び応答時間等の条件は、別途調整されることがあり、本製品を国外に移動する場合、当該国では本サービスが提供されていない場合があります。当社は、本製品の移動後の本サービス開始にあたり、事前の書面通知を求めることができ、お客様はこれに従い遅滞なく通知するものとします。
4. 本サービス対象外製品の為に、本サービスの実施に支障をきたすと当社が判断した場合、お客様は当該対象外製品を一時的にシステムから取り除き、当社が本サービスを実施できるようにします。当該対象外製品に起因して当社の作業に増加をきたした場合、当社は当該作業にかかる料金を別途請求することができます。
5. 次の各号の一に該当する場合の対応は本サービスには含まれません。
 - (1) お客様の据付場所の不備、又は当社が承認していない場所若しくは環境による障害又は故障。
 - (2) お客様が本製品のマニュアル等に従わなかったことによる障害又は故障。
 - (3) お客様の本製品の不適当又は不完全なメンテナンスによる障害又は故障。
 - (4) 当社が提供していないソフトウェア、インターフェース、消耗品又はその他の製品による障害又は故障。
 - (5) 当社が行っていない又は承認していない本製品の改造による障害又は故障。
 - (6) 当社から感染していないウィルス、ワーム又は同種の有害なコードによる障害又は故障。
 - (7) お客様による製品の移動中の乱暴な取り扱い、過失、事故、滅失、損傷、又は火事、水害、電氣的妨害、お客様による輸送、その他当社の管理不能な事由による障害又は故障。
 - (8) お客様が本サービスのために必須な前提条件を満たしていないと当社が相当の事由をもって判断する場合。
6. 本サービスの対象とならないハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの問題に関するサービスについては、当社所定の料金を別途請求することができます。
7. サービス仕様又はマニュアル等において、最大許容量や使用量等が規定されている製品につき、当該許容量を超えて使用されている製品は、本サービスの対象とはならず、当社所定の料金による別サービスとなります。
8. 当社は、特定の他社製品について、本サービスを提供します。この場合、他社製品の本サービスの具体的内容や提供条件についてはサービス仕様書に定めます。
9. 特定の本サービス又はサービス・レベルは、地域、交通事情、天候等によっては提供されない場合があります。お客様の施設が離島にある場合は、当社は出張にかかる料金を別途請求することができます。
10. サービス仕様書に別途の定めがない限り、本サービスには、補給品又はその他の消耗品の納入、返却、交換及び設置は含まれません。
11. 当社の判断により、本サービスの一部として機器等がお客様に貸し出される場合、当該機器の所有権は当社にあり、お客様は当該機器の紛失と破損の危険を負担します。また、お客様は、貸出期間の満了時、いかなる担保権も付されることなく当該機器を当社に返却するものとします。
12. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを提供することを保証します。
13. 前項は本サービスに関する当社のお客様に対する保証責任のすべてを規定したものです。
14. 当社は、他社製品のメーカー又はライセンサーが当該製品へのサービス提供を中断した場合、お客様への本サービスの提供を中断することができます。

初年度保守サービス/ポストワランティサービス（Fixed体系）お取引条件

第4条 機密保持

1. 一方当事者は、本契約の履行の過程で相手方が機密とみなす業務上又は技術上の情報を受領し又は閲覧することがあります。この場合、受領者は、開示者が機密である旨明記して開示した機密情報、及び口頭による開示等、機密である旨の明記がない場合でも、開示の際に機密として取り扱われ、開示後30日以内に、その内容を記し、かつ機密である旨明記した文書にて提示された情報（以下、合わせて「機密情報」という）を、開示を受けた日から3年間、少なくとも自己が自己の同種の機密情報を保持する場合に払うのと同等の注意（但し、善良なる管理者の注意を下回らないものとします）をもって、保持、保管し、権限なく使用せず、又は第三者に対して開示、漏洩しません。但し、当社はお客様より開示を受けた機密情報を、自己の責任において、本契約の目的のために必要な範囲内でヒューレット・パッカード・カンパニー及びその関係会社（ヒューレット・パッカード・デベロップメント・カンパニー・エル・ピー・を含む）に開示し、使用させることができます。尚、受領者がアクセスを許可された開示者の非公開コンピュータ・システムに保存されているデータ及び他の情報資産は特に機密の旨の明記がなくとも機密情報として扱います。
2. 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用されません。
 - (1) 既に公知のもの。
 - (2) 受領者の責によらずに公知となったもの。
 - (3) 受領者が第三者より機密保持義務を負わされることなく正当に受け取ったもの。
 - (4) 受領時において、受領者が既に保持していたもの。
 - (5) 受領者が独自に開発又は知得したもの。
3. 前二項にかかわらず、法令の定めにより行政機関又は司法機関より開示を要求された場合、受領者は合理的な期間をもって書面による事前通知を開示者に行い、かつ可能な保護措置を取ることを条件に、当該要求に必要な範囲で機密情報を開示できます。

第5条 賠償責任

1. 本契約に関連する請求又は申立てにつき当社がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、当社の責に帰すべき事由によりお客様が現実に被った通常かつ直接の損害に限られ、人身傷害に対する損害を除き、当該請求又は申立ての原因となった本サービスについてお客様が1年分の対価として実際に支払った金額を上限とします。
2. 当社は、逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害及び予見可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。両当事者間で別途契約を締結しない限り、データ・ソフトウェア等の保持及び管理の責任はお客様にあります。

第6条 使用の制約

1. 本製品及び本サービスは、原子力施設の設計、建設、保守、及び原子力施設における使用を目的として提供されるものではありません。お客様がこれらの目的に本製品及び本サービスを利用した場合、当該利用に起因した損害は、すべてお客様の負担とします。

第7条 前提条件

1. 当社が別途合意した場合を除き、最小システム構成（ひとつの機能体として稼動する本製品の集合体）の構成要素となるすべての本製品及びこれらに付随する製品は、同等のサービス・レベル及び期間にて契約される必要があります。
2. お客様が、当社商標の付されたソフトウェアに対する本サービスを購入する場合、当該ソフトウェアは、当社から適切な使用权が正当に許諾されたものである必要があります。当社は、当該ソフトウェアに当社が承認していない改変又は修正が加えられた場合、又はお客様がソフトウェアの有効な使用权を証明することができない場合、本サービス提供の義務を負いません。当社が別途承認する場合を除き、当社は、当社商標を付されたソフトウェアの最新バージョン及びその直前バージョンに対してのみ、本サービスを提供します。但し、当社商標が付されたソフトウェアと共に使用される当社が指定する機器構成に含まれるハードウェア又はソフトウェアが、特定のバージョン・レベルであることが条件となる場合があります。
3. お客様は、当社へ連絡する連絡担当者を指定します。
4. 当社への連絡担当者は、通常必要な知識を有し、システム（場合によっては、ネットワーク）の管理運用のトレーニングを受けた者である必要があります。お客様は、当社が事前に連絡担当者の過去のトレーニングや経験について確認することがある旨了解し、当社は、連絡担当者の適性を判断する為にお客様と協議します。連絡担当者と当社とのやりとりにおいて、連絡担当者が十分な経験や知識を有していない結果、問題が発生した場合には、当社はお客様に対して、連絡担当者の変更を求めることができます。お客様が自らの判断で連絡担当者を変更する場合、相同期間前に当社に通知をします。連絡担当者は、当社に連絡をする際には、当社が指定するシステム番号やシリアル番号等、本製品を特定する番号を用意する必要があります。
5. 特定の本サービスにおいて、お客様は、ウェブ又はFTP(File Transfer Protocol)を通じて当社のオンラインの技術情報データベースを利用できます。当該オンライン技術情報データベースにて提供されるサポートツールを使用する場合、お客様は、当社サポートツール・ライセンス契約条項に同意する必要があります。
6. 本サービスの対象となるハードウェア製品は、日本国内に設置されている必要があります。
7. お客様は、本サービス対象の製品を、システムと互換性のあるケーブル又はコネクタ（光ファイバーを含む）によって接続するものとします。

第8条 お客様の責任

1. お客様は、お客様の本製品の場所、シリアル番号、システムを特定する番号、システム毎のサポートレベル及びこれらの変更履歴を管理します。
2. お客様は、次の各号に定める作業場所及びアクセスを当社に提供します。
 - (1) 本サービスの対象となる本製品へのアクセス。
 - (2) 本製品から近接の作業場所と設備。
 - (3) 当社が本サービスを実施するために必要と判断した情報及び設備へのアクセスと使用。
 - (4) サービス仕様に定められたその他のアクセス。
3. お客様が前項各号に定める作業場所及びアクセスを提供しなかったことに起因して、当社の本サービス提供が不可能であった場合においても、当社は当該サービスについて当社所定の料金を請求することができます。

初年度保守サービス/ポストワランティサービス（Fixed体系）お取引条件

- お客様のシステムの一部として含まれる特定の診断ツールと同様、特定のサービスやサポートレベルにおいて、システム及びネットワークの診断並びに保守用のプログラム（以下「ツール」という）の使用が必要となる場合があります。ツールは「現状有姿」のまま提供され、ツールに関するすべての権利は当社に帰属します。ツールはお客様のシステム又は使用環境内に置かれます。お客様は、これらのツールを当社が許可した範囲内かつ適用される本サービスの期間内でのみ使用し、当該ツールの販売、移転、質権等の設定及び当該ツールについての権利の譲渡を行うことはできません。お客様は、本サービス終了時、ツールを返却するか、又は当社がツールを除去することを許可するものとします。また、お客様は次の各号を実施するものとします。
 - お客様のシステム又は使用環境内にツールを置くことを当社に許可し、当社によるツールの利用を支援すること。
 - ツールをインストールし、必要なアップデート及びパッチを実施すること。
 - ソフトウェアにより認識される障害等の事象を当社に通信するための、電子的データ送信機能を備えること。
 - 必要な場合、リモート診断サービス対象のシステムに対応する当社特定のリモート接続用ハードウェアを購入すること。
 - 当社が認める通信回線経由でのリモート接続を提供すること。
 - お客様は、専用サービスツールの変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、逆コンパイル、派生物の作成をすることはできません。法令で認められる範囲でこれらの行為を行う場合は、お客様は事前に書面にて当社に通知するものとします。
- お客様は、オンラインサービスに関連して必要な通信費用及びインターネット接続料等の通信費用を負担します。
- 当社から要求があった場合、お客様はシステムの不具合につき恒久的な対策が講じられるまでの間、当社により提供された一時的な手順や回復策を実施します。
- お客様は、HIPAA（U.S. Health Insurance Portability and Accountability Act）が適用される対象事業体又は事業提携者（ビジネスアソシエイト）にお客様が該当しないこと、また保護対象の医療保健情報を作成、受信、保持又は送信しないことを表明します。お客様は、HIPAAが適用される対象事業体又は事業提携者に自己が該当すると判断した場合、その旨を当社に通知し、事業提携契約（ビジネスアソシエイト契約）を締結することに合意します。

第9条 ライセンスと著作権

- 本サービスに関連してお客様に提供されるソフトウェアのアップデート又は修正版は、当社がお客様にアップデートを提供する時点において有効なライセンス条項の適用をうけます。本サービスに基づき提供されるソフトウェア製品は、当該ソフトウェア製品におけるライセンス条項の適用を受けます。
- お客様は、当社のサポート若しくは保証に基づき、又はその他の方法に基づき入手することができるファームウェアのアップデート版及びソフトウェアのアップデート版（以下「アップデート」という）を当該アップデートの対象製品と同じ使用許諾範囲でのみ使用することができます。但し、アップデートには、下記の条件が追加で適用されます。
 - お客様は、第三者にサービスを提供するためにアップデートを使用することはできません。
 - お客様は、アップデートを複製したり、第三者に頒布、再販又は再使用許諾することはできません。
 - お客様は、公共の外部分散型ネットワーク上でアップデートを複製すること又は提供することはできません。お客様は、当社のサポート対象製品以外の製品のためにアップデートを複製することはできません。
 - お客様は、社内ネットワーク上でアップデートへのアクセスを、アクセスが許可されているユーザーのみに限定しなければなりません。
 - お客様は、当社のサポート対象外のデバイス上でアップデートを複製したり、頒布することはできません。
 - お客様は、保存目的又はソフトウェアの正当な使用に欠かせない手順として必須な場合のみ、アップデートの複製物を1つ作成することができます。
 - お客様は、アップデートの変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、逆コンパイル又は派生物の作成をすることはできません。法令で認められる範囲でこれらの行為を行う場合は、お客様は当該行為に関する詳細な情報を事前に書面にて当社に通知するものとします。
 - お客様が本データシートの規定に違反した場合、当社は書面による通知をもってアップデートの使用許諾を終了することができます。
 - お客様から権限を与えられた第三者が、その権限に基づき、お客様に代わりアップデートをダウンロードする場合、お客様は、当社との契約条件（本使用許諾条項を含む）を当該第三者に遵守させる責任を負います。加えて、第三者のアクセスを認めるために当社所定の契約書を締結する必要があります。
- 適用される当社のライセンス条項に規定される権利を除き、お客様は、アップデートに関する所有権を含むいかなる権利も有するものではありません。
- お客様は、マニュアルのアップデートが含まれる本サービスを購入した場合において、本サービス対象システムのために使用する目的においてのみ、当該アップデートを複製することができ、複製物には当社商標及び著作権表示を付すものとします。但し、第三者製ソフトウェアのマニュアルについては、当該第三者の定めに従います。

第10条 解除

- 一方当事者は、相手方に重大な契約違反があり、書面による催告後相当期間内に当該違反が改められない場合、書面による通知をもって本契約を解除できます。一方当事者は、（1）相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始若しくは競売の申立てを受け又は自ら会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは破産手続開始の申立てをした場合、（2）相手方が事業の廃止、譲渡若しくは会社の解散を決議した場合又は会社の解散命令を受けた場合、（3）相手方が手形交換所による不渡処分を受けた場合、（4）相手方の財産若しくは信用状態の悪化又は事業の重大な変化が生じ若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由があると判断した場合、（5）相手方が、暴力団、暴力団関係者及びそれらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であったか、認知しながら反社会的勢力に利益供与し又は反社会的勢力を利用して不当な要求行為を行った場合、相手方への通知なしに本契約を解除できます。本契約の規定のうち、本契約の解除又は終了後もその性質上存続すべき規定は引き続き有効とし、両者の承継人又は相手方が承認した譲受人に適用されます。

第11条 雑則

- 本サービスにより提供される交換部品には、新品又は新品と同等の性能を有する再製部品が使用されることがあります。交換により取り外された部品は、別段の定めがない限り、当社の所有となります。

2. お客様は、修理のために当社に交換を依頼する製品又は返却をする製品について、お客様の責任で、修理に不要なデータを削除し、お客様自身のデータの安全性を確保するものとします。本項に関する詳細は以下のURLをご参照ください。www.hpe.com/media/handling
3. お客様は、当社がお客様の本データシートの規定の遵守状況を監査することに同意します。当社は、通知をもって、通常の業務時間内に監査を実施し、お客様は監査により支払不足が判明した場合は、当該支払不足分の金額を当社に支払います。なお、当社に発生する監査費用については、当社が負担しますが、判明した支払不足の金額が支払不足のあった契約金額の5パーセントを超える場合、お客様が監査費用を負担します。
4. サービス仕様の定めが本契約の定めと抵触する場合は、本契約の定めが優先します。
5. 他社製品の保証条件に拘わらず、当該他社製品に対する本サービスは、本契約及び適用される追加条件にのみ基づき実施されます。
6. 本契約が満了又は終了した場合でも本契約の第4条から第6条及び第10条の規定は存続します。
7. お客様は、破損又は喪失したデータ又はソフトウェア等の復元が出来るよう備えることについての責任を持ちます。
8. 当社がお客様の施設内で本サービスを実施する際、お客様は立会人を立てます。
9. 本製品が、当社担当者の健康を害する恐れがある場所又は危険な場所で使用されている場合、お客様はその旨を事前に当社に通知します。当社は、当該環境が改善されるまで本サービスの提供を延期し、当該期間中は当社の指示に基づく本製品の保守作業をお客様に依頼することができます。
10. 両当事者とも、天変地異、火災、騒動、暴動、放射能汚染、ストライキ、戦争行為等の不可抗力事由により生じた債務不履行の責を負いません。但し、金銭債務についてはこの限りではありません。
11. お客様は、当社の書面による事前の承諾なしに、本契約上の債権債務を第三者に譲渡すること又は担保の目的に供することはできません。
12. お客様は、本製品を含む当社製品、本契約に基づき作成、提供又は開示される技術的成果及び技術情報並びにこれらの成果及び情報に直接基づく成果を物理的、電子的又はその他の方法により輸出及び再輸出、又は保有する場合、お客様は適用される日本国及び米国政府及びその他の国の輸出入規制法規を遵守し、必要な許認可を得ることに同意します。
13. お客様は、お客様が、米国輸出管理規則 Part740 付則 No.1 で示された国別グループ D:1、E:1 及び E:2 に該当する国 (<http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/740spir.pdf>参照)を含め、米国政府及びその他の国によって貿易統制、貿易制裁、貿易禁止及び貿易制限の対象とされた国の国籍者又は団体でないことを保証します。お客様が本項及び前項に違反する場合、当社は本契約上の義務の履行を停止することができます。
14. 両当事者は、本契約により生じる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
15. 本契約は、本サービスに関連する両当事者間の取引に関する合意事項の全てであり、本契約締結前に口頭又は書面による相互になされた意思表示に代わります。加えて、本契約の規定は、両当事者の書面による合意によってのみ変更でき、お客様の注文書等に別途の契約条件の記載がある場合であっても、本契約の定めはこれらに優先します。
16. 本契約に定めのない事項及び解釈上に疑義が生じた場合は、両当事者誠意をもって協議の上決定します。